

奈良県マスコットキャラクター「せんとくん」着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県マスコットキャラクター「せんとくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を、公益的活動の推進や奈良県及び県内各地域のPRを目的として使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用申込の提出)

第2条 着ぐるみの使用を希望するもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめせんとくん着ぐるみ貸出申込書を、使用の2ヶ月前までに着ぐるみ管理者（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。申し込みは、使用の6ヶ月前から受け付けるものとする。

なお2ヶ月前までに使用の申し込みのない日に関しては、行政機関に限り1ヶ月前を期日として先着順に申し込みを受け付けるものとする。

(使用承諾の通知)

第3条 管理者は、申請者に対し、原則として使用日の1ヶ月前を目途に使用承諾（又は不承諾）の連絡を行う。

(使用承諾基準)

第4条 管理者は、第2条の規定による申し込みがあった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときに貸し出しこととする。

- (1) 奈良県及び奈良県が構成メンバーとなっている団体が使用するとき
- (2) 国及び県内の市町村が使用するとき
- (3) 県内事業者及び公共的団体が開催する行事で、県もしくは市町村の後援があり、県のPR、県産品の販路拡大、県の産業振興、社会貢献活動、その他公益上の観点から適当と認めるとき
- (4) その他県が必要と認めるとき

2 但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 奈良県の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき
- (2) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるとき
- (4) 特定の個人、団体、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき
- (5) 営利目的の活動に使用するとき
- (6) その他、管理者が着ぐるみの使用について不適切と認めたとき

(使用料)

第5条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1)『着ぐるみ「せんとくん」取扱説明書』を遵守し、適切に使用すること
- (2)着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと
- (3)申込書の記載どおりに使用すること
- (4)使用期間を遵守すること
- (5)火気及び危険物の近辺で使用しないこと
- (6)雨天時に屋外で使用しないこと
- (7)その他、管理者が特に付した条件に従って使用すること

(使用の承諾の取消し)

第7条 申請者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、またはその他この規程に違反したときは、その使用の承諾を取り消すとともに、その申請者への貸与は行わないものとする。この場合、申請者に損害が生じても、管理者はその責めを負わない。

(現状復帰)

第8条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、申請者の責任と負担により、補修またはクリーニング等を行い、現状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第9条 着ぐるみの使用により、申請者が被った被害、または申請者が第三者に与えた損害に対しては、管理者は一切その責めを負わない。

(補足)

第10条 この規程に定めるものほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 3月30日から施行する。